

飯塚市消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成25年飯塚市告示第111号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月9日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市消防団協力事業所表示制度実施要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
(所管) 第12条 この告示に関する事務は、 <u>総務部防災安全課</u> が所管する。	(所管) 第12条 この告示に関する事務は、 <u>飯塚市防災安全課消防防災係</u> が所管する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。